

「にじゅうまるプロジェクト」ロゴマーク使用規約

2017年4月26日改訂

1. 目的

「にじゅうまるプロジェクト」ロゴマーク使用規約は、にじゅうまるプロジェクトの理解向上と、ロゴマークの適正利用のために定めるものです。

2. ロゴマークの使用承認等

- (1) 「にじゅうまるプロジェクト」に参加する、すべてのにじゅうまる宣言を行った団体（以下、宣言団体）は、別記様式第1号「にじゅうまるプロジェクト宣言フォーム」の申請書を「にじゅうまるプロジェクト事務局」（以下「事務局」といいます。）に提出し、ロゴマークの使用承認を受けることによりロゴマークを無償で使用することができます。
- (2) ロゴマークの使用承認には事務局に申請書類が到着してから10日間程度を要しますので、余裕を持って申請してください。
- (3) 宣言団体は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできません。
- (4) ロゴマークの使用承認を受けた宣言団体が「にじゅうまるプロジェクト」の参加資格を喪失した場合、ロゴマークを使用することができません。

3. 使用方法

- (1) 宣言団体は、にじゅうまるプロジェクトが定める「「にじゅうまるプロジェクト」ロゴマーク使用規約」（当文書）に従い、ロゴマークを使用することができます。ロゴマークはにじゅうまるプロジェクトウェブサイト（<http://bd20.jp/download/>）よりダウンロードが可能です。ロゴのデザイン等については、別途「ロゴレギュレーション」にて定めます。

(2) ロゴマーク使用に当たり、次のような場合には使用することはできません。

- ① 募金活動と結びつけて使用すること
- ② 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用すること
- ③ 法令や公序良俗に反するような方法で使用すること
- ④ その他「にじゅうまるプロジェクト」の趣旨に明らかに反するような方法で使用すること

(4) 宣言団体は、ロゴマークの使用にあたり、「にじゅうまるプロジェクト」に参加していることを示す文言を付記して下さい。例）この活動は、にじゅうまるプロジェクトに登録されています

(5) 宣言団体は、申請時に認定されているプロジェクトに関する事項ではロゴマークを使用することができますが、団体全体が宣言しているものと誤解を招かないよう配慮しなければなりません。

4. 使用期間

宣言団体は以下の期間についてはロゴマークを使用することができます。

- (1) にじゅうまるプロジェクトが行われている期間
- (2) 活動終了手続き後、活動終了日を含む年度の年度末（3月31日）まで

5. 規約の改訂 本活動規約は、事務局により、事前の通知な

く、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。

附 則

本ロゴ使用規約は、2011年8月19日から施行します。

改訂

2012年6月21日

2015年3月10日

2017年4月26日